

## JA会津みどり集落営農推進大会

日時：7月2日（月）午後1時30分  
場所：JA会津みどり本店3階パストラルホール

齊藤 学



JA会津みどり集落営農推進大会が7月2日にJA会津みどりにおいて開催された。

推進大会には、管内の女性部組織、農青連組織、担い手、農用地利用改善組合から260名の参加があった。大会に際し、代表理事組合長木村志美男氏より管内の担い手、女性部組織、農青連が一体となり、集落営農の取り組みをすすめ、地域農業の発展を図るためにより多くの組合員が集落営農へ参画を求める挨拶があった。報告事項では谷澤専務より、JA会津みどりの取り組み状況、方針について説明があり、中央会永石技術常任参与は県内の情勢について報告した。さらに会津坂下農業普及所推進グループの松村課長からは、管内の農業情勢の推移について報告があった。

また、事例発表では昭和村の（有）グリーンファームより代表取締役の小林安郎氏が法人立ち上げまでの経緯と地域性を活かした経営について発表、地域に合った集落営農組織づくりが重要なポイントであることを説明した。

基調講演では、JA総合研究所所長の今村奈良臣先生が「いま組合員は何をなすべき

か」を演題に組合員がJAに結集し地域に活力が生まれた事例等を紹介しながら、農業経営の意識改革、女性の起業、農政改革による **change** を **chance** に変



える発想の転換について講演された。

講演の後に農青連、女性部の代表者による集落営農活動へ連帯して取り組む旨のメッセージがあり、大会最後に会津みどり農用地利用改善組合連絡協議会会長よりJA会津みどりの各組織と町村、普及所が連携して集落営農の発展に取り組んでいく決意を表明し、満場の拍手で推進大会が終了した。

JA会津みどりの集落営農推進は、管内7町村で構成される会津みどり地域水田農業推進協議会が核となり、町村、普及所、JA一体で推進に取り組んでいる。取り組みは、平成16年からモデル集落組織化プロジェクトとしてスタートし、現在までに農用地利用改善組合56、特定農業法人4、特定農業団体1が設立された。

農用地利用改善組合が集落を基本とした生産組織づくりをすすめるために担い手、女性、後継者による幅広い人材の参画が必要であり、推進大会を契機にして話し合いによる合意形成づくりを目指します。

## 品目横断的経営安定対策

20年産 **麦**

の加入手続きをしましょう！



**加入手続きは、8月31日まで**

(加入受付窓口については、裏面をご覧ください。)

- ① 19年産麦の加入申請した農業者も、改めて、加入申請手続きが必要となります。
- ② 収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)へ加入する方は、必ず加入申請手続きをしてください。

- 8月31日までに加入申請をしないと、他の品目(米、大豆)の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)への加入もできません。
- 8月31日までに要件を満たさないと、秋まき麦の「毎年の生産量・品質に基づく交付金」(黄ゲタ対策)の交付も受けられません。

農業者のみなさ～ん！  
20年産麦も引き続き加入申請お願いしま～す。

私たちは組織で加入します！

今年も継続加入するわ



19年産麦の場合、作付者のほぼ全員の方から加入がありました。

## 品目横断的経営安定対策 Q&A

### 問1

麦を作付けし個人で販売していますが、ナラシ対策の加入申請できますか？

### 答

個人で直接販売している場合でも、は種前契約に基づいて作付販売していれば、ナラシ対策の交付金の対象(黄ゲタ対策も)ともなり得ますので、加入申請は可能です。

### 問2

ナラシ対策の対象数量確認に用いる販売伝票名義は、加入申請者以外の家族名義でも対象数量とすることができますか？



### 答

加入申請者と販売伝票の名義は、同一であることが必要です。当然、は種前契約書も加入申請者と同一名義である必要があり、もし、加入申請者と販売伝票名義が異なる場合、交付金の交付が受けられないことになるので同じ名義にすることが必要です。

### 問3

19年度麦の加入申請では、何人ぐらい加入しましたか？

### 答

東北6県の場合、19年度麦作付予定者の、認定農業者が1,045名、集落営農組織が257経営体に参加していただきました。加入面積的には、作付見込面積のほぼ100%近くを加入いただきました。

### 加入申請手続きは、窓口へお気軽にご相談下さい。



#### 受付相談窓口

福島県政務統括農政推進課	〒960-8107	福島市須田町1-9	TEL : 024-534-4145
地域第一課	〒965-0057	会津若松市北町大字藤堂字通摩183	TEL : 0242-22-7381
地域第二課	〒963-8843	郡山市川内128	TEL : 024-937-3980
地域第三課	〒970-8026	いわき市平字堂根町4-11	いわき地方合同庁舎 TEL : 0246-23-8511
地域第四課	〒961-0912	白河市稲町1-242	TEL : 0248-22-1241
南相馬統計・情報センター	〒975-0039	南相馬市原町区東葉町2-62-2	TEL : 0244-24-1151

#### 相談窓口

福島統計・情報センター	〒960-8021	福島市霞町1-46	福島合同庁舎 TEL : 024-534-1903
会津若松統計・情報センター	〒965-0873	会津若松市塩子町6-11	会津若松合同庁舎 TEL : 0242-28-2700
郡山統計・情報センター	〒963-8013	郡山市神保町4-22	TEL : 024-922-1614
飯山統計・情報センター	〒961-0074	白河市字野内1-136	白河小幡城合同庁舎 TEL : 0248-23-2743
いわき統計・情報センター	〒971-8131	いわき市常盤上矢田町田邊25	TEL : 0246-29-2050